

ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を
行う子会社の保有及びゆうちょ銀行の個人向け貸付業務等に関
する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集の結果

令和 3 年 2 月 4 日
郵政民営化委員会事務局

【ゆうちょ銀行 個人：0、団体：10】

提出者（提出順）	頁
日本郵政グループ労働組合	1
一般社団法人全国地方銀行協会	2
全国郵便局長会	6
農林中央金庫	7
一般社団法人日本損害保険代理業協会	10
全国銀行員組合連合会議	12
一般社団法人第二地方銀行協会	14
一般社団法人全国銀行協会	17
一般社団法人全国信用金庫協会	20
一般社団法人全国信用組合中央協会	25

意見書

令和 3 年 1 月 6 日

郵政民営化委員会事務局 御中

[個人 / 法人又は団体]

郵便番号 110-0015

住所 東京都台東区東上野 5-2-2

提出者名

日本郵政グループ労働組合（ＪＰ労組）

中央執行委員長 増田 光儀

連絡先

ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有及びゆうちょ銀行の個人向け貸付業務等に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

[口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有／
個人向け貸付業務／損害保険募集業務]

ＪＰ労組は、日本郵政グループが、ユニバーサルサービスを維持し、健全な経営推進をはかっていくためには、民間企業として当たり前の経営の自由度を担保していただく必要があると考えています。

口座貸越による貸付業務、個人向け貸付業務（フラット３５直接取扱等）および、損害保険募集業務は、利用者の利便性および満足度を向上させることができるものと考えます。

また、これらの業務は、長期的視点でゆうちょ銀行の経営に寄与するものであることから、早期の認可を求めるものです。

以上

意見書

令和3年1月15日

郵政民営化委員会事務局 御中

[個人 / 法人又は団体]

郵便番号 101-8509

住所 東京都千代田区内神田 3-1-2

提出者名 一般社団法人全国地方銀行協会

(代表者名 副会長専務理事 西原 政雄)

連絡先

ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有及びゆうちょ銀行の個人向け貸付業務等に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、別紙のとおり意見を提出します。

ゆうちょ銀行の新規業務に関する郵政民営化委員会の調査審議 に向けた意見

郵政民営化法は、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる」(第1条)、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」(第2条)としています。

同法の目的や基本理念を踏まえ、私たちは、他の金融団体とともに、従前より、郵政民営化にあたっては、①公正な競争条件の確保、②適正な経営規模への縮小、③地域との共存、④利用者保護、を総合的に検討することが重要であると主張してまいりました。

上記の4つの観点から、今回のゆうちょ銀行における新規業務の認可申請に対する私たちの意見を述べさせていただきます。

1. 公正な競争条件の確保

私たちは、政府が間接的にゆうちょ銀行株を保有している間は、民間金融機関との公正な競争条件が確保されたとは言えないと考えています。

先般、日本郵政グループは「中期経営計画(2021~2025)の基本的考え方」において、日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式について、できる限り早期に処分すること、および、まずは保有割合を50%程度とする旨の方針を示しました。しかしながら、株式処分についての具体的な計画は示されておらず、完全民営化、すなわち株式の全部処分に向けた道筋は依然として明らかにされていません。保有割合を50%程度に保ちつつ、新規業務の事前届出制へ移行し、業務の自由度のみを高めることは不適切と考えます。

ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な計画が示され、その実行が担保されることが、ゆうちょ銀行の新規業務を検討するにあたっての前提となると考えます。

2. 適正な経営規模への縮小

私たちは、かねてより、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業の適正な規模への縮小を求めています。こうした中、完全民営化に向けた具体的な道筋が明らかにされないまま、新規業務の認可申請が行われたことは誠に遺憾です。

特に、フラット 35 の直接取扱いについては、既に、民間金融機関が様々な商品をお客さまに提供している住宅ローン市場に、政府出資の残るゆうちょ銀行が直接参入してくることとなり、郵政民営化法の目的に反するものと考えられるため、認められるべきではないと考えます。

3. 地域との共存

ゆうちょ銀行と民間金融機関は、地域の中小企業の事業承継支援、台風等の被害からの復興支援、新型コロナウイルス感染症等の影響により経営環境が悪化した事業者への支援等を目的としたファンドの設立・出資を行っています。また、郵便局の空きスペースへの民間金融機関の A T M コーナーの設置、郵便局窓口における民間金融機関の事務の取次ぎなど、各行の経営判断のもと、様々な連携を進めています。このような、地域活性化やお客さまの利便向上等を目的とした連携・協調は意義深いことと考えています。

公正な競争条件が確保されていない中での今回の認可申請は、こうした連携・協調の動きに水を差しかねません。なかでも、前述のとおり、フラット 35 の直接取扱いは、地域の住宅ローン市場における民業圧迫につながりかねません。公正な競争条件が確保されないまま、そのような事態となることで、これまで積み上げてきた信頼関係が損なわれることを懸念します。

こうした観点からも、あらためて、まずはゆうちょ銀行の完全民営化に向けた説明責任が果たされることを強く希望します。

4. 利用者保護

日本郵政グループにおいては、保険や投資信託の不適切な営業活動により、お客さまが経済的不利益を被る事案が多数発生しています。

ゆうちょ銀行が新規業務を開始する前提として、既存業務を含め、グループ全体のガバナンスやコンプライアンス機能の強化、適正な営業推進態勢の確立に向けた取組み等、顧客本位の業務運営が徹底されるための十分な態勢整備が行われることが必要と考えます。併せて、関係当局において、その適切性を随時検証していく必要があると考えます。

また、口座貸越による貸付業務については、貴委員会が2017年6月に公表した意見において、留意事項として、業務遂行能力・業務運営態勢の実効性の的確な確保や、利用者への分かりやすく丁寧な説明、利用者の適正な利用のサポート、必要な注意喚起を行う態勢の十分な確保が必要である旨が指摘されています。ゆうちょ銀行においては、これらの留意事項への対応と、その情報開示を十分に行っていく必要があると考えます。

以 上

意見書

令和3年1月21日

郵政民営化委員会事務局 御中

[個人 / ☒ 団体等]

郵便番号 〒106-0032

所在地 東京都港区六本木1-7-27

代表者名 全国郵便局長会会長 末武 晃

担当者名

連絡先

ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有及びゆうちょ銀行の個人向け貸付業務等に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

全国郵便局長会は、ゆうちょ銀行から提出された新規業務の認可申請について、多様で良質なサービスの提供を通じ国民の利便を向上させ、国民経済の健全な発展に寄与するものであると考えること、また、ゆうちょ銀行の業務の健全、適切かつ安定的な運営の維持に資するものであると考えること、特に、口座貸越による貸付業務等は、かねてより当会が「地域住民から郵便局におけるサービスの提供について要望が多く届いているものとして、利便性向上の観点から実現すべきもの」として要望している「郵便局での相続やローン、資産運用に関する相談などのサービスの提供」であることから、早期の認可を求めます。

意見書

令和 3 年 1 月 22 日

郵政民営化委員会事務局 宛て

[個人 / 法人又は団体]

※個人、法人又は団体の別を○で記入願います。
法人又は団体の代表者が個人として意見を提出
する場合は、個人に○を付けてください。

郵便番号 100-8420

住所 東京都千代田区有楽町 1-13-2

提出者名 農林中央金庫

代表理事理事長 奥 和登

連絡先

ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有及びゆうちょ銀行の個人向け貸付業務等に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

令和3年1月22日

「ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有及びゆうちょ銀行の個人向け貸付業務等に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」に対する意見

Ｊ Ａ バ ン ク
Ｊ Ｆ マ リ ン バ ン ク
農 林 中 央 金 庫

私どもはかねてより、間接的な政府出資が残るゆうちょ銀行が新規業務に参入するに当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、そのうえで、個別業務ごとの新規参入の是非については、公正な競争条件の確保、利用者保護、地域との共存等の観点を総合的に検討し、その可否を判断する必要があると主張してまいりました。

こうした私どもの考えが十分に踏まえられるとともに、その前提として既存業務も含めて顧客本位の業務運営が徹底されるための十分な体制整備が行われることが必要と考えます。

昨年11月に日本郵政が公表した「日本郵政グループ中期経営計画(2021～2025)の基本的考え方」において、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式をできる限り早期に処分する方針及びまずは保有割合を50%程度まで引き下げる方針が示されました。しかしながら、それを実行に移す具体的な計画は未だ示されていないとともに、依然としてゆうちょ銀行の完全民営化への道筋は示されておらず、民間金融機関との間での公正な競争条件が確保されていない状況が続いております。

今般の個人向け貸付業務等に関する調査審議に当たっては、こうした状況も踏まえて検討が行われるべきであると考えます。

今回認可申請された信用保証業務を行う子会社の保有は、平成29年6月に郵政民営化法にもとづき認可が行われた、ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務を実施するためのものとされております。

この実施の前提として、貴委員会が平成29年6月に公表した「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務(口座貸越による貸付業務、資産運用関係業務及びその他の銀行業に付随する業務等)に関する郵政民営化委員会の意見」において、「業務を実施する場合の留意事項」として指摘された、業務遂行能力・業務運営態勢の実効性の確保について、ゆうちょ銀行が確実に取組み、その成果を具体的に示すべきであると考えます。また、実施に当たっては、利用者利便の向上に資するよう、利用者への分かりやすく丁寧な説明や適正な利用のサポート、必要な注意喚

起を行う態勢の確保について、十分な対応を図ることが必要であり、そのうえで、業務の実施状況等の適切な情報開示が必要です。

次にフラット 35 の直接取扱いについては、平成 29 年 6 月の口座貸越サービス等の認可取得の際に、同時に個人向け貸付け業務の認可申請を取り下げた経緯も踏まえるべきであると考えます。また、直接の貸付業務は、これまでゆうちょ銀行が行ってきた業務とは異なるリスク管理が求められることから、厳格な融資審査の実施態勢等の必要な態勢整備を十分に行うことが不可欠です。

さらに、人口の減少・高齢化、低金利環境に加えてコロナ禍を受けた信用リスクの高まりにより民間金融機関が厳しい経営環境にあるなかで、ゆうちょ銀行が民間金融機関との間での公正な競争条件が確保されていない状況のまま、住宅ローン市場に参入することは、民業圧迫に繋がり得るものであり、ゆうちょ銀行がこうした姿勢を示すことで、これまで着実に醸成されてきた両者の相互信頼関係が損なわれ、連携・協働の動きが止まることになりかねないと懸念します。

貴委員会における調査審議に当たっては、これらの私どもの主張を十分踏まえていただくほか、ゆうちょ銀行の業務遂行能力・業務運営態勢、利用者保護やリスク管理の取組みについて、真に実効性のあるものとなっているかを慎重に確認いただくことを期待いたします。また、仮に申請が認可されるようなことがあった場合でも、ゆうちょ銀行の各種管理態勢が業務実施後においても適切に機能しているか、新規業務のみならず既存業務も含めて顧客本位の業務運営が徹底されるための十分な体制整備がなされているか、関係当局や貴委員会において、継続的にモニタリングいただくべきと考えます。

J Aバンク・J Fマリンバンクは日本全国の農山漁村に広く店舗を展開しており、農業者や漁業者等への金融サービスの提供を通じて、わが国の農林水産業や地域社会・経済を支えております。このため、全国ネットワークを通じて各地域で幅広いサービスを提供している郵便局とは、農林水産業の成長産業化や地域社会の維持・発展に向け、連携・協調できる部分が存在すると考えます。

こうした連携・協調が実を結ぶには、ゆうちょ銀行と私ども民間金融機関が公正な競争条件の下で共存し、安定した地域の金融システムを維持することを通じて、地方経済・地域社会を発展させていくことが重要と認識しておりますので、今回の認可申請については、こうした点を踏まえて慎重に検討されることを強く要望いたします。

以 上

意見書

令和3年1月22日

郵政民営化委員会事務局 御中

[個人 / 法人又は団体]

郵便番号：100-0006

住所：東京都千代田区有楽町1-12-1

新有楽町ビル3階321区

提出者名：一般社団法人

日本損害保険代理業協会

会長 金子 智明

連絡先：

ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有及びゆうちょ銀行の個人向け貸付業務等に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

記

1. 意見

- 損害保険募集業務の認可申請に反対します。

〈上記理由〉

- 国が57%の株を保有する日本郵政が89%の株を保有する実質的な国策金融機関であるゆうちょ銀行が、国の資本力・信用力を武器に民間事業者（損害保険代理店）の収益の柱となっている主要な事業領域に参入することは、官による民業圧迫であり、著しく公正性を欠くものであります。

従いまして、本件申請は、郵政民営化法第110条第5項にて認可の要件とされている「適正な競争関係」に反すると考えます。

弊会といたしましては、ゆうちょ銀行が民間事業者と同種の業務を行うのであれば、同行の日本郵政保有株を全株売却することが前提になると考えます。

- 認可申請の概要によれば、ゆうちょ銀行は損害保険代理店として顧客と

の間で行う代理業務を自己完結するわけではなく、所属損害保険会社との連携のもとで行うことを前提とした二重構造になっています。

一方で、認可申請理由には「お客さまの安心な暮らしを支える」、「災害からの立ち直りを支援する」とありますが、これは保険契約自体が有する経済的損失補てんという本来的価値を示しているだけであります。

保険契約締結に際し、実際のお客さまニーズの丁寧なヒアリングや契約締結行為、契約後の内容変更等は、お客さまと保険会社との間で直接行われることを前提としており、さらには日頃のきめ細やかなお客さまへの対応や災害時の支援をゆうちょ銀行自体が行うわけでもなく、お客さま自身も必要があれば取引保険会社に直接連絡を取るようになるものと考えます。

このような中途半端な自己完結しないお客さま対応を前提としながら、本件申請を「安心な暮らしを支える」あるいは「災害からの立ち直りを支援する」と理由付けするのは極めて形式的であり、代理権を付与してまで行う必要性は乏しいと考えます。

また、こうしたいわば紹介人的な行為を前提としていながら、ゆうちょ銀行には代理店契約に基づく対価（代理店手数料）が支払われる一方、所属保険会社には本来代理店が自立して委託業務を行う場合は不要な社費が追加的に発生することになります。これは、火災保険料率算定の構成要素である付加率を上昇させる要因となり、最終的には保険料の引き上げにつながることで消費者利益を損なうため、本件認可申請の正当性を欠くものと考えます。

2. 認可が強行された場合に対する予備的意見

○ 監督当局において、以下2点の検証を行うよう要望いたします。

- ① 上記記載の通り、火災保険料率算定上の健全性に疑義がありますので、付加率（代理店手数料・社費）の妥当性の検証を要望します。
- ② お客さまに提示される保険料の算出において、同一保険会社であっても既存の一般代理店では使用できない割引などを適用する等で、既存事業者との公平な競争環境を阻害することがないか検証を要望します。弊会としては、こうした割引の適用に反対します。

3. 補足

○ 本件に関し、貴委員会におけるヒアリングが行われる際には、出席の上で上記意見をお伝えいたしたく、どうぞよろしくお願いいたします。

以上

意見書

令和3年1月22日

郵政民営化委員会事務局 宛て

[個人 ☒ 法人又は団体]

※個人、法人又は団体の別を○で記入願います。
法人又は団体の代表者が個人として意見を提出
する場合は、個人に○を付けてください。

郵便番号 104-0031

住所 東京都中央区日本橋馬喰町2丁
目6番10号 スズビル4階

提出者名 全国銀行員組合連合会議
議長 花見 俊

連絡先

ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の
保有及びゆうちょ銀行の個人向け貸付業務等に関する郵政民営化委員会の調査
審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

(別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した
別紙を添付する。)

「別紙に記載」

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号
を記載すること。

意見書

私たち全国銀行員組合連合会議（全銀連合）は、「地域金融機関の永続的発展がそこに働く者の社会的、経済的地位の向上に繋がる」という見地から産業政策活動に積極的な取り組みを行っています。

さて、私たちは従来から、郵政改革については「民間金融機関とのイコルフッティングの観点から公正な判断が下されることが重要である」ことを強く主張してきました。

そうした中、ゆうちょ銀行は2020年12月23日、お客さまの利便性向上や経営の安定等の観点から、「1. 株式会社ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有」、「2. フラット35直接取扱等」、「3. 損害保険募集業務」の新たな認可申請を行いました。

ゆうちょ銀行については、2015年11月に東京証券取引所に上場した一方で、日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式全部処分についての道筋は、依然として具体的に示されていません。そうした「暗黙の政府保証」が未だに存在していると言わざるを得ない中で、新規業務参入に向けた動きが加速していることは誠に遺憾であり、加えてこうした動きは、ゆうちょ銀行と民間金融機関との間で見られる連携・協調の流れに悪影響を及ぼしかねないと考えます。

については、私たち民間金融機関との公正な競争条件が確保され、ゆうちょ銀行の肥大化及び地域金融機関の経営や金融仲介機能の阻害に繋がることのないよう、一層慎重な審議に基づき、適切な判断が下されることを強く要望いたします。

以 上

意 見 書

令和 3 年 1 月 22 日

郵政民営化委員会事務局 御中

[個人 / ☐ 法人又は団体]

※個人、法人又は団体の別を○で記入願います。
法人又は団体の代表者が個人として意見を提出
する場合は、個人に○を付けてください。

郵便番号：〒102-8356

住所：東京都千代田区三番町 5 番地

提出者名：一般社団法人第二地方銀行協会

連絡先：

ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の
保有及びゆうちょ銀行の個人向け貸付業務等に関する郵政民営化委員会の調査
審議に向けた意見募集について、別紙のとおり意見を提出します。

「ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有及びゆうちょ銀行の個人向け貸付業務等に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」に対する意見（案）

一般社団法人第二地方銀行協会

1. 基本的考え方と現状

私どもは、予ねてより、改正郵政民営化法の基本理念（「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」等）を踏まえ、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するためには、ゆうちょ銀行について、①バランスシートの規模の縮小、②公平な競争条件の確保、③利用者保護の徹底、④金融システムの安定、⑤民間金融システムへの融和、が重要であると申し上げてきました。

しかしながら、先般、日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式について、できる限り早期に処分すること、および、まずは保有割合を 50%程度とする旨の方針が示されましたが、それを実行に移す具体的な計画は未だ示されていません。このように、完全民営化に向けた具体的な道筋が示されていないどころか、全く進展していないにもかかわらず、預入限度額の引上げや新規業務が認められるなど、約束が果たされていない状況にあります。

2. 新規業務の認可申請について

今次の新型コロナウイルス感染症拡大への対応に際し、地域銀行は、資金繰り支援をはじめとした取引先支援に、全力で取り組んできています。また、コロナ禍の影響は長期間に及ぶことも懸念され、地域銀行の収益性や信用コストへの影響も避けられない状況にあります。こうした中において、ゆうちょ銀行が新規業務を拡大することは、これまでの地域銀行との協調関係を損なうのみならず、地域銀行の営業基盤や収益基盤を侵食することにもなりかねません。

特に、フラット 35 の直接取扱いについては、多様な住宅資金需要に応える観点から、ラインナップの 1 つとして積極的に提案している地域銀行も少なく、民間金融機関との公平な競争条件が確保されない状態での住宅ローン市場への進出は、到底認められるものではありません。

また、信用保証業務を行う子会社の保有の前提となる「口座貸越による貸付業務等」の開始については、その準備状況及び業務開始後の利用者保護やリス

ク管理の在り方を踏まえ、これまで慎重な判断がされてきたものと承知しております。一方、日本郵政グループにおける預り資産業務における不適切な営業活動等も明らかになっており、グループ全体のガバナンスやコンプライアンス機能の強化等、「口座貸越による貸付業務等」の開始にあたっては、顧客本位の業務運営が徹底されるための十分な態勢整備が必要と考えます。

3. 地域金融機関との連携・協調

ゆうちょ銀行が、ＡＴＭ提携、全銀システムを通じた相互入金、地域活性化ファンドへの共同出資等により民間金融機関との連携・協調を進めてきたことは評価しており、これまでと同様に、地方創生の観点から、更なる連携・協調を行っていただきたいと期待しております。ただし、こうした取組みは、公平な競争条件の確保が大前提であり、民間金融機関との新たな競合・対立を生じかねない措置は厳に慎むべきと考えております。

今次の新型コロナウイルス感染症拡大によって、地方経済の停滞長期化が懸念され、地域の民間金融機関に対しては、従来にも増して、地方創生に向けた取組みが求められております。民間金融機関とゆうちょ銀行がそれぞれの機能やネットワーク等を活用しつつ、各地域において連携・協調を進展させ、地方創生に向けた取組みが加速されることを期待しております。

4. 今後の郵政民営化への期待

郵政民営化委員会および関係当局においては、私どもが申し上げてきた基本的な考え方も踏まえて、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化に向けた深度ある審議・検討が、引き続き行われることを強く希望いたします。

以 上

意見書

令和3年1月22日

郵政民営化委員会事務局 御中

[個人 / ☒ 法人又は団体]

※個人、法人又は団体の別を○で記入願います。
法人又は団体の代表者が個人として意見を提出
する場合は、個人に○を付けてください。

郵便番号 100-0004

住所 東京都千代田区大手町 2-6-1

提出者名 一般社団法人全国銀行協会
(代表者名：会 長 三毛 兼承)

連絡先

ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の
保有及びゆうちょ銀行の個人向け貸付業務等に関する郵政民営化委員会の調査
審議に向けた意見募集について、別紙のとおり意見を提出します。

「ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有及びゆうちょ銀行の個人向け貸付業務等に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」に対する意見

一般社団法人全国銀行協会

私どもはこれまで、間接的な政府出資が残るゆうちょ銀行が新規業務に参入するに当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、そのうえで、個別業務ごとの新規参入の是非については、公正な競争条件の確保、利用者保護、地域との共存等の観点を総合的に検討し、その可否を判断する必要があると主張してきた。

こうした私どもの考えが十分に踏まえられるとともに、その前提として既存業務も含めて顧客本位の業務運営が徹底されるための十分な体制整備が行われることが必要である。

昨年 11 月に日本郵政が公表した「日本郵政グループ中期経営計画（2021～2025）の基本的考え方」において、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式をできる限り早期に処分する方針及びまずは保有割合を 50%程度まで引き下げる方針が示された。しかしながら、それを実行に移す具体的な計画は未だ示されていない。また、依然としてゆうちょ銀行の完全民営化への道筋は示されておらず、民間金融機関との間での公正な競争条件が確保されていない状況が続いている。

今般の個人向け貸付業務等に関する調査審議に当たっては、こうした状況も踏まえて検討が行われるべきである。

今回認可申請された信用保証業務を行う子会社の保有は、平成 29 年 6 月に郵政民営化法にもとづき認可が行われた、ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務を実施するためのものとされている。

この実施の前提として、貴委員会が平成 29 年 6 月に公表した「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務（口座貸越による貸付業務、資産運用関係業務及びその他の銀行業に付随する業務等）に関する郵政民営化委員会の意見」において、「業務を実施する場合の留意事項」として指摘された、業務遂行能力・業務運営態勢の実効性の確保について、ゆうちょ銀行が確実に取組み、その成果を具体的に示すべきである。また、実施に当たっては、利用者利便の向上に資するよう、利用者への分かりやすく丁寧な説明や適正な利用のサポート、必要な注意喚起を行う態勢の確保について、十分な対応を図ることが必要であり、そのうえで、業務の実施状況等の適切な情報開示が必要である。

次にフラット 35 の直接取扱いについては、平成 29 年 6 月の口座貸越サービス等の認可取得の際に、同時に個人向け貸付け業務の認可申請を取り下げた経

緯も踏まえるべきである。また、直接の貸付業務は、これまでゆうちょ銀行が行ってきた業務とは異なるリスク管理が求められることから、厳格な融資審査の実施態勢等の必要な態勢整備を十分に行うことが不可欠である。

さらに、人口の減少・高齢化、低金利環境に加えてコロナ禍を受けた信用リスクの高まりにより民間金融機関が厳しい経営環境にあるなかで、ゆうちょ銀行が民間金融機関との間での公正な競争条件が確保されていない状況のまま、住宅ローン市場に参入することは、民業圧迫に繋がり得るものであり、ゆうちょ銀行がこうした姿勢を示すことで、これまで着実に醸成されてきた両者の相互信頼関係が損なわれ、連携・協働の動きが止まることになりかねない。

貴委員会における調査審議に当たっては、これらの私どもの主張を十分踏まえていただくほか、ゆうちょ銀行の業務遂行能力・業務運営態勢、利用者保護やリスク管理の取組みについて、真に実効性のあるものとなっているかを慎重に確認いただきたい。また、仮に申請が認可されるようなことがあった場合でも、ゆうちょ銀行の各種管理態勢が業務実施後においても適切に機能しているか、新規業務のみならず既存業務も含めて顧客本位の業務運営が徹底されるための十分な体制整備がなされているか、関係当局や貴委員会において、継続的にモニタリングいただくべきと考える。

私どもとしては、ゆうちょ銀行の完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行により、民間金融機関との間で公正な競争条件が確保された下、国民生活の向上に向けてよりよいかたちで切磋琢磨し、また連携・協働を深めていくことが、コロナ禍の続く難局を乗り越え、地方創生への貢献を通じた国民経済の健全な発展に繋がると確信している。

以上を踏まえ、貴委員会におかれては、今回の認可申請に関して、適切な判断を下されることを期待したい。

以 上

意見書

令和3年1月22日

郵政民営化委員会事務局 宛て

[個人 / ☐ 法人又は団体]

※個人、法人又は団体の別を○で記入願います。
法人又は団体の代表者が個人として意見を提出
する場合は、個人に○を付けてください。

郵便番号 103-0028

住所 東京都中央区八重洲 1-3-7

八重洲ファーストフィナンシャルビル 11 階

提出者名

一般社団法人全国信用金庫協会

専務理事 森川 卓也

連絡先



ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の
保有及びゆうちょ銀行の個人向け貸付業務等に関する郵政民営化委員会の調査
審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

別紙に記載。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号
を記載すること。

2021年1月22日

ゆうちょ銀行の新規業務(住宅ローン業務等)に関する
郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見

一般社団法人全国信用金庫協会

去る2020年12月23日付で、ゆうちょ銀行による新規業務の認可申請が行われたことを踏まえ、①新規業務の認可申請に関する「基本的な考え方」、②住宅ローン業務(フラット35直接取扱等)、③口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有、④ゆうちょ銀行のビジネスモデルの4つの観点から、以下のとおり信用金庫業界として意見を申し述べる。

1. 新規業務の認可申請に関する「基本的な考え方」について

(1) 基本的な考え方

- これまで信用金庫業界は、ゆうちょ銀行が業容を拡大するにあたっては、まずは、「国際的に類を見ない規模にまで肥大化した資金量の縮小」及び「完全民営化」への道筋が具体的に示され、その実行が確実に担保されるとともに、民間金融機関との「公正な競争条件」が確保されていることが最低限必要である旨などを一貫して主張してきた。

2020年11月には、日本郵政が保有しているゆうちょ銀行株式の保有割合を、まずは50%程度まで引き下げる旨の方針が示されたものの、それを実行に移す具体的な計画は不明瞭であり、また、依然として完全民営化等に向けた道筋は何ら示されていない。このように、未だ政府の関与が強く残っている現状においては、民間金融機関との「公正な競争条件」が確保されているとは到底言えない。

- かかる状況にも関わらず、ゆうちょ銀行が業容の拡大に向けて認可申請を行ったことは誠に遺憾であり、新規業務への参入は認められるべきではないと考える。
- とりわけ、すでに過当競争の様相を呈している住宅ローン市場への直接参入(「フラット35」等の直接取扱)については、①「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる」との郵政民営化法の基本理念に反すること、②更なる競争激化を招きかねず、民間金融機関の収益力の低下、ひいては、コロナ禍にある中小企業への金融の円滑化や地方創生の取組みにも支障をきたすおそれがあること一などから、信用金庫業界としては断じて容認できない。

(2) 関係当局及び郵政民営化委員会への期待

- 関係当局及び郵政民営化委員会は、少なくとも、「適正な規模への縮小」及び「完全民営化」への道筋が示され、その実行が確実に担保されない限り新規業務を認めるべきではない。
- 信用金庫業界としては、郵政民営化法の基本理念に則り郵政民営化が本来の目的に沿って進められるとともに、今回の認可申請については、以下で述べる懸念点も十分に勘案のうえ、極めて慎重に審査が行われることを強く要望する。

2. 住宅ローン業務（フラット35直接取扱等）について

（1）住宅ローン市場への直接参入に関する意見

（郵政民営化法の基本理念との関係、直接参入に伴う影響等）

- ゆうちょ銀行は、新規業務として「住宅金融支援機構の証券化支援事業及び住宅融資保険事業を利用した、個人に対する貸付業務」（「フラット35」等の直接取扱）に関する認可申請を行った。
- 信用金庫は、住宅ローンを、顧客との複合取引・生涯取引の基礎となる重要な商品、「個人金融の柱」と位置付けて推進している。
その結果、業界における貸出金に占める住宅ローンの割合は約4分の1、個人向け貸出だけで見ると概ね9割が住宅ローンというポートフォリオになっている。
- 一方で、人口減少等の進展によって地域の住宅ローン市場は縮小傾向となっており、既に過当競争の様相を呈している。
さらに、マイナス金利政策に伴う超低金利環境の長期化も相俟って、適正な金利水準の設定・採算性の確保が困難な状況にある。
- こうした状況のもとでは、ゆうちょ銀行が住宅ローン市場に直接参入する必要性は乏しく、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資する」との郵政民営化法の基本理念に反するものである。
また、以下のア～エに掲げた諸点を踏まえれば、ゆうちょ銀行による住宅ローン業務への直接参入は、これまでの民間金融機関とゆうちょ銀行が築き上げてきた連携・協調の関係を損なうだけでなく、「地域の金融システムの安定」、「地域経済の活性化」、「地域の中小企業や地域住民に対する円滑な資金供給」、さらには、「ゆうちょ銀行自身の収益力や企業価値（経営リスクの増大）」—などといったいずれの観点からも、負の影響を及ぼすおそれがある。
- したがって、信用金庫業界としては、住宅ローン業務への直接参入を容認すべきではない（引き続き媒介業務に徹するべき）と考える。

ア. 地域の金融システムの安定、地域経済の活性化等への影響

- ゆうちょ銀行が住宅ローン市場に直接参入すれば、さらなる競争激化を招きかねず、民間金融機関の収益力の低下、ひいては、コロナ禍にある中小企業への金融の円滑化や本業支援の取組みにも支障を来すおそれがあり、地域の金融システムや地域経済の再生に悪影響を及ぼすことが懸念される。
- また、本認可申請を認めれば、ゆうちょ銀行において審査能力やノウハウ等が蓄積されることで、他の個人向け貸付業務へ参入するインセンティブにつながり、個人向け貸付業務全般において更なる競争激化を引き起こすおそれがある。
すなわち、巨額の資金量を有するゆうちょ銀行が幅広い個人向け貸付の分野に参入すれば、規模の経済を背景に一層の低金利競争に拍車をかけ、地域の金融システムに深刻なダメージを与えるおそれがある。

イ. 顧客本位の業務運営態勢の確保

- 住宅ローン債務者に対しては、その実情や意向を的確に把握しつつ、当該債務者にとって最適な融資の提案を行うことは勿論のこと、条件変更等を含めた貸付後のきめ細やかなフォローアップが極めて重要となり、特にコロナ禍においては、平時に比して難しい判断を求められる局面も多い。

こうした状況下において、住宅ローンの審査能力やノウハウ、営業職員の実務経験等が乏しいゆうちょ銀行が、顧客本位の業務運営が徹底されるために必要な内部管理態勢等を直ちに確保できるとは考えにくく、結果として、顧客に不利益を与え、地域経済に無用な混乱をもたらすおそれがある。

ウ. 資金シフトの誘発

- 住宅ローンは顧客のメイン化に直結する商品であり、住宅ローンがゆうちょ銀行に奪われれば、併せて民間金融機関からゆうちょ銀行への資金シフトが生じる可能性が高い。

既に4分の1(約60)の信用金庫においては、個人預金が減少に転じている。特に、こうした信用金庫にとっては、ゆうちょ銀行の住宅ローンの獲得とともに資金シフトが生じれば、その経営に深刻な影響を及ぼしかねない。

エ. ゆうちょ銀行の収益力・企業価値への影響

- 競争が激しく収益性が低迷している住宅ローン市場において、とりわけ、一般的に利鞘が薄く、足もとの超低金利環境下においては顧客からのニーズが高いとは言えない「フラット35」を取扱うために、ゆうちょ銀行の経営資源を投入し、融資審査や債権管理・回収等の態勢整備を行うことは、却ってゆうちょ銀行自身の経営リスクを増大させ、結果的にその財務基盤が損なわれることになりかねず、ゆうちょ銀行の収益力や企業価値の向上につながるとは考えにくい。

(2) 関係当局及び郵政民営化委員会への期待

- 関係当局及び郵政民営化委員会におかれては、郵政民営化法の基本理念に「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保」が掲げられていることを踏まえ、“業務範囲の拡大ありき”ではなく、民間金融機関等との間の競争関係や地域の金融システムへの影響等を十分に勘案し、極めて慎重な判断を行うよう期待する。

3. 口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有について

(1) 口座貸越による貸付業務の取扱開始等に関する意見

- 2017年6月、ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務等に関して、郵政民営化法の規定に基づく認可が行われた。その際、郵政民営化委員会が公表した「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務(口座貸越による貸付業務、資産運用関係業務及びその他の銀行業に付随する業務等)に関する郵政民営化委員会の意見」(同年6月)では、業務を実施するにあたり、業務遂行能力・業務運営態勢の実効性の的確な確保と、利用者への分かりやすく丁寧な説明・適正なサポート、必要な注意喚起を行う態勢の十分な確保が必要である旨を指摘している。

信用金庫業界としては、少なくとも上記留意事項への対応とその情報開示を十分に行っていくための態勢が確保されない限り、ゆうちょ銀行は業務を開始すべきではないと考える。

- また、口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う事業会社は数多存在する。こうした事業会社との提携によっても同業務の提供は可能であることから、その実施のためだけに、ゆうちょ銀行の子会社に経営資源を投入する必要性は乏しく、ゆうちょ銀行自身の経営リスク等を踏まえれば、信用保証業務を行う子会社の保有は基本的に認めるべきではない。

(2) 関係当局及び郵政民営化委員会への期待

- 関係当局及び郵政民営化委員会においては、ゆうちょ銀行による適切な態勢が確保されるまでは同業務を行わせることがないよう十分に留意するとともに、信用保証業務を行う子会社の保有についても、先に述べた懸念等を踏まえつつ、慎重な判断を行うべきである。
- 仮に、同子会社の保有を認め、ゆうちょ銀行が同業務の取扱いを開始するとしても、適切な業務運営態勢の確保や地域の金融システムへの影響等の観点から継続的に監視を行い、適宜、業務改善等を求めていくべきである。

4. ゆうちょ銀行のビジネスモデルについて

- 信用金庫業界としては、ゆうちょ銀行と民間金融機関の相互信頼関係のもと、両者の強み・特性を活かしながら、地域経済の活性化等に貢献していく将来像を実現していきたいと考えている。
- こうした将来像を実現していくためにも、ゆうちょ銀行においては、個人ローン市場といった競争が激しい分野に参入するではなく、「機関投資家としての資産運用の高度化・多様化」や「民間金融機関との連携・協調の枠組みの一層の拡充」を基軸としたビジネスモデルを追求していくべきであり、こうした方向性が、ゆうちょ銀行自身の企業価値向上や地方創生にも資するものとする。
- 日本郵政及びゆうちょ銀行においては、とりわけ、2. で述べた住宅ローン業務への直接参入については、2017年に住宅ローンを含む貸付業務の認可申請を取り下げた経緯や、先に述べた懸念を十分に考慮し、引き続き「媒介業務に専念」することも含め、再考していただくことを期待したい。

以 上

意見書

令和3年1月22日

郵政民営化委員会事務局 宛て

[個人 / (法人又は団体)]

※個人、法人又は団体の別を○で記入願います。
法人又は団体の代表者が個人として意見を提出
する場合は、個人に○を付けてください。

郵便番号 104-0031

住所

東京都中央区京橋1丁目9番5号
全国信用組合会館

提出者名

一般社団法人 全国信用組合中央協会
会長 渡邊 武

連絡先

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有及びゆうちょ銀行の個人向け貸付業務等に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

(別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

別紙に記載

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

令和3年1月22日

「ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有及びゆうちょ銀行の個人向け貸付業務等に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」に対する意見

一般社団法人 全国信用組合中央協会
会 長 渡 邊 武

私どもはかねてより、ゆうちょ銀行が新規業務等に参入するに当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、その公正な競争条件の確保の下で総合的に判断されるべきと主張してまいりました。

しかしながら現状においては、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋は依然として示されておらず、ゆうちょ銀行と民間金融機関との公正な競争条件が確保されていない状況が続いております。こうした中、預入限度額の引上げや新規業務だけが認められてきました。

特に、直近の預入限度額の引上げに際しては、貯金獲得インセンティブの撤廃等の前提条件の履行がなされないまま引上げが行われ、現在に至るまで約束が果たされていない状況にあるなど、極めて遺憾と考えております。

ゆうちょ銀行がフラット 35 の直接取扱いに参入することは、住宅ローンが信用組合の個人向けの主力な融資商品で、特に競争の激しい分野であることから、業界へ多大な影響を及ぼす恐れがあります。

さらに、フラット 35 の直接取扱いを契機に、今後更なる新規業務の取扱い拡大に繋がるのではないかと真に憂慮しております。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大への対応に際し、目下、民間金融機関においては、取引先の資金繰り支援をはじめとして、既存融資の条件変更や経営改善支援、売上増加支援等、取引先支援に全力で取り組んでいております。

こうした中でのゆうちょ銀行の新規業務等の拡大は、これまでの民間金融機関との協調関係を損なうのみならず、民間金融機関の営業並びに収益基盤に大きな打撃を与えることにもなりかねません。

かかる状況にあって、ゆうちょ銀行の新規業務等への参入は認められるべきではないと考えます。

貴委員会におかれましても、今回の新規業務等の是非について、郵政民営化法の基本理念に則り、極めて慎重に検討されることを強く要望します。

以 上